

令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震で被災された皆さまへ

住宅等被災における土砂の撤去等の助成について(ご案内)

—南相馬市土砂災害復旧工事支援助成金制度—

住宅等被災における土砂の撤去等の助成については、市に相談を行った後での工事着手が基本です。ただし、市に相談を行う前に既に工事が完了している場合でも、助成制度の対象にできる場合があります。詳しくはお問合せください。

【1. 土砂の撤去等とは】

地震により、土砂等が流入または流出し、住宅等に被害を受けた方が、その土砂等の除去または埋め戻しを行うもの。

【2. 助成金限度額】

助成金の限度額は、

土砂の撤去等に要する費用の1／2	500,000円
------------------	----------

※助成金の額に、100円未満の端数がある場合は、100円未満は切り捨てます。

【3. 対象となる方】・・・次の全ての要件を満たす方

- ① 土地所有者または借地権者で住宅等の所有者であり、当該災害により災害証明を受けているもの。
- ② 土砂の撤去等に要する費用が20万円以上の方
- ③ 住宅等を再築する場合、被災箇所と同一箇所に再築する方

【4. 土砂の撤去等の範囲】・・・詳しくは裏面参照

地震により、流入した土砂等の撤去及び土砂が流出した箇所に土を埋め戻す盛土です。

【5. 受付期限】 令和4年5月31日(火)

※延長となる場合があります。

【6. 申込み方法等】・・・詳しくは裏面参照

- ・ 3. の対象となる方の要件をご確認の上、相談・受付場所にご来場ください。
- ・ 事前に申込書等が用意できる場合はご持参ください。
《申込書配布先》窓口、市ホームページ

相談・受付窓口

南相馬市役所 本庁舎2階

建設部 都市計画課 都市計画係 電話 0244-24-5251

【土砂の撤去等の範囲】

対象となる経費は以下の通りです。

- ① 土砂等の除去の場合
 - ・ 土砂撤去（機械・人力）、土砂運搬、残土処理、法面整形、機械運搬、土砂を撤去するために必要な仮設工
- ② 土砂等の埋め戻し等
 - ・ 土砂撤去（機械・人力）、土砂運搬、残土処理、法面整形、盛土（埋め戻し等）、機械運搬、土砂を除去または盛土（埋め戻し等）するために必要な仮設工

【助成に必要なもの】

- ① 土砂災害復旧工事支援助成金交付申請書
- ② 工事費の領収書及び支出内訳書
- ③ 工事が完了したことを示す写真
- ④ リ災証明書 リ災証明書（写し）
- ⑤ 助成金振込先口座通帳の写し（※１）
- ⑥ 土砂の撤去等をしたい箇所の工事着手前の写真（※２）

※１ 助成金については、市から申請者へ支払います。

※２ 申請には原則として、「施工前写真、施工中写真、完成写真」が必要となります。